

## 令和6年度山形県広域除雪ボランティア活動支援事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、広域的な除雪ボランティア活動の推進を図り、もって、高齢者等災害時要配慮者に対する福祉の向上及び広域的な雪処理の担い手の育成など、県民の暮らしの安全・安心に資するとともに、「山形県雪対策基本計画（第4次）」に基づき、人口減少に対応した持続可能な地域除排雪の推進を目的として、個人又は団体等（団体及び法人をいう。以下同じ。）が県内で行う除雪ボランティア活動に要する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で当該個人又は団体等に対し補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる個人又は団体等（以下「補助対象者」という。）は、県が運営する広域的な除雪ボランティア登録システムにメンバーの登録を行っている個人又は団体等で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 過去に3回以上、本補助金の交付を受けていないこと。ただし、酒田市、戸沢村、鮭川村の広域除雪ボランティア活動へ参加する補助対象者については、この限りではない。
- (2) 団体等にあつては、複数名で構成され、代表者が明らかであること。
- (3) 団体等にあつては、宗教活動や政治活動を主たる活動目的としてないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないもの。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員等（同法第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）
  - ウ 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合には代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等であるもの
  - エ 暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
  - オ 自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの

カ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの

キ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの

2 補助金の交付は、1 補助対象者につき 1 回に限る。ただし、酒田市、戸沢村、鮭川村の広域除雪ボランティア活動へ参加する補助対象者への補助金の交付は、この限りではない。

(補助対象事業)

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 補助対象者が、その居住又は所在する市町村と異なる市町村で行う、除雪ボランティア活動であること。
- (2) 県が運営する広域的な除雪ボランティア登録システムを通じて、登録者へ依頼を行った除雪ボランティア活動であること。
- (3) 補助対象者（団体等にあつては除雪ボランティア活動に参加する者を含む。）が、事業実施の際に「ボランティア活動保険」に加入しているものであること。

(補助金対象経費及び補助金の額)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、補助対象経費の区分（別表の経費区分をいう。）ごとに算出された補助金の額に百円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとし、個人にあつては 3 万円、団体等にあつては従事人数に 3 万円を乗じた額を補助金の額の上限とする。

(交付の申請)

第 5 条 規則第 5 条の規定による補助金交付申請書（規則別記様式第 1 号）の提出期限は、知事が別に定める日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画及び誓約事項確認書（様式 1）
- (2) 補助金の振込先とする申請者名義の預貯金通帳の表紙及び表紙裏面、若しくはキャッシュカード又はインターネットバンキング画面等、金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。）が記載されたページ等の写し
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第6条 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の増を伴う変更
- (2) 補助対象経費の3割を超える増減
- (3) 事業計画の内容の著しい変更

2 規則第7条第1項第1号の規定により知事の承認を受けようとするときは、事業計画変更承認申請書（様式2）を提出しなければならない。

3 規則第7条第1項第1号の規定により、事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、事業中止（廃止）承認申請書（様式3）を提出しなければならない。

（実績報告）

第7条 規則第14条の規定による補助事業実績報告書（規則別記様式第2号）の提出期限は、事業を完了した日から起算して30日を経過する日又は令和7年3月14日のいずれか早い日とし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式4）
- (2) 活動を実施した市町村又は社会福祉協議会等が発行する除雪ボランティア活動証明書（別紙1）
- (3) 除雪ボランティア活動を実施している様子を撮影した写真
- (4) 補助対象経費に係る領収書の原本（写しも可）、又は支払いを証明できるもの（別紙2に貼付）
- (5) 除雪ボランティア活動従事者名簿（別紙3）（団体等の場合）
- (6) その他知事が必要と認める書類

（補助金の支払）

第8条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

（関係書類の保管）

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の申請及び受領を証する書類を令和7年度から5年間整理保管しておかななければならない。

（書類の提出）

第10条 この補助金に関して知事に提出する書類は、山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課に提出するものとする。

（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月20日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費		補助金の額等
経費の区分	経費の内容	
交通費	個人又は団体等の所在地（以下「所在地」という。）から、ボランティア活動を実施する場所との往復の移動に要した車両の燃料費、有料道路通行料、自動車の賃借料、公共交通機関の利用運賃等	補助対象経費の10分の10以内の額。 ただし、自家用車を使用する場合の燃料費は、次の式で算出した額の範囲内に限る。 $37円 \times \text{最も合理的な通常の経路により算出した距離数} \times \text{台数}$
宿泊費	ボランティア活動を実施するにあたって県内に宿泊した場合の宿泊料等	補助対象経費の10分の10以内の額又は9,800円のいずれか低い額。ただし、県外在住者で、かつ、下記のいずれかに該当する場合に限る。 <補助対象となる場合> (1) ボランティア活動を実施する市町村に宿泊する場合 (2) ボランティア活動を実施する市町村に向かう行程において、県内に前泊する場合 (3) ボランティア活動を実施した後、所在地に向かう行程において、県内に宿泊する場合 ※ 上記(2)、(3)については、経路に合理性が認められる場合に限る。
保険料	ボランティア活動を実施するにあたって加入した保険の保険料	補助対象経費の10分の10以内の額。ただし、全国社会福祉協議会が定めるボランティア活動保険に係る基本プラン年間保険料の範囲内に限る。